

平成29年12月27日

第13回 定例総会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第13回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成29年12月27日(水)

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	68	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	69	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書(案)について
4	70	農地法第5条許可申請について
5	71	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
12月27日	午前9時00分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第5号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進員別
会長	1 番	沖 園 強	農業委員
	2 番	原 田 克 子	農業委員
	3 番	俵積田 広 昭	農業委員
	4 番	眞 茅 文 男	農業委員
	5 番	鮫 島 裕 次	農業委員
	6 番	水 野 正 子	農業委員
	7 番	楠 義 嗣	農業委員
	8 番	天 達 範 隆	農業委員
	9 番	中 原 敬 彦	農業委員
会長代理	1 0 番	畑 野 真 人	農業委員
	1 1 番	篠 原 正	農地利用最適化推進員
	1 2 番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進員
	1 3 番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進員
	1 4 番	桑 原 和 英	農地利用最適化推進員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	永 江 靖 博
農地係参事補	前 原 光 博

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進員別
会長	1 番	沖 園 強	農業委員
	2 番	原 田 克 子	農業委員
	3 番	俵積田 広 昭	農業委員
	4 番	眞 茅 文 男	農業委員
	5 番	鮫 島 裕 次	農業委員
	6 番	水 野 正 子	農業委員
	7 番	楠 義 嗣	農業委員
	8 番	天 達 範 隆	農業委員
	9 番	中 原 敬 彦	農業委員
会長代理	1 0 番	畑 野 真 人	農業委員
	1 1 番	篠 原 正	農地利用最適化推進員
	1 2 番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進員
	1 3 番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進員
	1 4 番	桑 原 和 英	農地利用最適化推進員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	永 江 靖 博
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 29 年第 13 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

14 番桑原委員，2 番原田委員に、お願いいたします。

日程第 1 号，会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の会期は，本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。御異議なしと認めます。

よって，本委員会の会期は，本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

それでは，議案内容について，事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 2 号議案第 68 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は 1 ページになります。大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 69 号は不耕作による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号 70 号は不耕作による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号 71 号は不耕作による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号 72 号は所有権移転による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

内訳につきましては畑が 7 筆で 3,670 m²です。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての，整理番号 69 号から 72 号については，報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第 68 号については，報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号，農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のため

の意見書（案）についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 事務局日程第3号、議案第69号、整理番号1号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書（案）について説明いたします。

議案書の2ページになります。

申請人は〇〇町〇〇番地で茶工場を営んでいます。資材、機械等の収納倉庫が不足しているため、新たな倉庫が必要となったとのこと。

申請地は既存倉庫の北側に隣接し、農振農用地区域内であるが周辺農地への影響は軽微であり、農業振興地域整備計画変更については特に問題のないものと思われま。

以上です。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号1号を、畑野委員をお願いします。

10番（畑野委員）整理番号1号について報告いたします。

12月15日、俵積田委員、篠原推進委員、事務局の永江係長、前原参事補とともに申請人有限会社〇〇代表の〇〇〇〇さん立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地の状況は事務局説明のとおりでございます。

隣接する農地所有者の同意も得ておりまして、農業振興地域整備計画変更についてはやむを得ない申請かと思われま。

以上で報告を終わります。

議長 只今の説明並び調査員の報告に対し、質疑・意見はありますか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第3号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書（案）の整理番号1号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めま。

よって、議案第69号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第6号、農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は6件で、所有権の移転に関する申請が5件・使用貸借権の設定が1件です。

整理番号32号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、848㎡です。

譲受人は〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さん、鯉節製造加工業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、農業です。

転用目的は資材置場・干場です。

申請事由は、「事業拡張のため、資材置場が不足しており、隣接する申請地を取得したい。」とのことです。

整理番号 32 号の申請地は、6 ページに掲載してあります。

〇〇町・〇〇公民館グラウンドより南側 85m 及び申請人が代表取締役を務める
〇〇〇〇株式会社工場西側に隣接しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

申請地は、第 1 種農地と判断されますが、既存敷地面積が 8,461.68 m²で今回申請地面積が 848 m²で、拡張面積が既存敷地面積の 2 分の 1 の 4,230 m²未満となるため、不許可例外の既存施設の拡張に該当します。

転用目的は資材置場・干場の拡張であり、また工場周辺は農用地区域の指定がされており代替地は存在しないため、致し方のない申請ではないかと思われま

す。計画内容は、薪コンテナ 100 台及びセイロ 10,000 枚分の資材置場・干場の増設です。

計画面積は 848 m²で問題のないものと思われま

す。資材置場・干場への転用にあたり、境界にはブロック積みを設けます。

整理番号 33 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，498 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，会社員です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在，借家住まいのため，申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は 8 ページに掲載してあります。

〇〇保育園から南側約 160m に位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま

す。計画内容は居宅 1 棟の建築です。

計画面積は 498 m²で問題のないものと思われま

す。一般住宅への転用にあたり、一筆の土地を 2 筆に分筆し、一般住宅として、譲渡されるものでありますが、農地境界にはブロック積みを施します。

また、分筆して残された農地の通行については、申請地敷地よりおこなうことで、承諾を得ております。

建物は高さは 5.6m の平屋であり、南側農地境界より 9m 控えて建築します。

続きまして、整理番号 34 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，252 m²です。

譲渡人は〇〇〇〇さんほか 2 名です。

譲受人は〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さん，酒類の製造・販売です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「法人の所有している土地に隣接する申請地を既存の駐車場と一体で、利用したい。」とのことです。

申請地は、10 ページに掲載してあります。

市〇〇より西側 40m に位置し、〇〇町の〇〇〇〇株式会社〇〇の南側に隣接します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は工業地域の指定がされており、都市計画用途指定地域内農地であり、第 3 種農地と判断します。

申請地の面積は 252 m² でやむを得ないものと思われま

す。駐車場転用にあたり、現況のまま整地し、隣接する駐車場と一体で利用しますが、西側及び南側の既存の植栽を残して、周辺土地への土砂雨水の流出を防止する計画です。

続きまして、整理番号 35 号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、332 m² です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「申請地の譲渡を受けて自宅を建築したい。」とのことです。

申請地は 12 ページに掲載してあります。

コンビニ店・〇〇〇〇町店から西側約 100m に位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま

す。計画面積は 332 m² で問題ないものと思われま

す。一般住宅転用にあたり、造成は、現状のままで、整地のみです。

建物は高さ 4.6m の平屋であり、農地境界より 1.0m 程度控えて建築しま

す。また、隣地所有者にも承諾を得ているとのことです。

続きまして、整理番号 36 号の申請地は〇〇町〇〇番、田、559 m² です。

譲受人は〇〇〇〇さん、宅地建物取引士です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、宅地建物取引士です。

転用目的は建売住宅です。

申請事由は、「本土地を取得し、建売住宅 2 棟を建築して売り出したい。」とのことです。

申請地は 14 ページに掲載してあります。

県道〇〇〇〇線沿いクリーニング店〇〇〇〇から南側 123m に位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指

定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は建売住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は559㎡で問題ないものと思われます。

建売住宅転用にあたり、造成は0.6cm～1mの盛土をおこないますが、0.4mのブロック積及び1mのフェンスを施します。

建物は高さ3.7mの平屋であり、隣地境界から1.0m程度以上控えて建築します。

続きまして、整理番号37号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、1,183㎡です。

申請人は〇〇〇〇さん、農業です。

農振・用途変更3-69-1と同時申請になります。

転用目的は農業用倉庫・駐車場です。

申請人が、法人へ農業用倉庫敷地として使用貸借権を設定する申請です。

申請事由は、「所有する農機具や資材・肥料を入れる倉庫や作業従事者の車置場が不足しているため、申請地に農業用倉庫の建築及び駐車場を設置したい。」とのことです。

計画内容はフォークリフト1台、トレーラー2台、キャリアカー1台、防除機4台、3tトラック3台、の格納庫及び普通自動車14台分の駐車場です。

整理番号37号の申請地は、3ページに掲載してあります。

県道〇〇〇〇線沿い、〇〇集落入口の譲受人が代表を務める〇〇茶工場の道路向かいに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は農用地区域内農地で、農用地利用計画指定用途に指定された農業用施設の建設であり、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は1,183㎡で問題のないものと思われます。

農業用倉庫への転用にあたり、現況のまま、整地のみで西側境界には既存の擁壁が施してあり、周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

建物は高さ7.5mの平屋であり、農地境界より2.0m程度控えて建築します。

また、隣地所有者にも承諾を得ているとのことです。

雨水については、自然流下及び北側境界に沿って排水管を埋設し、東側道路側溝へ放流します。

本件申請地は、平成29年10月に、農業用倉庫を建築するため、基礎部を事前着工していたものです。

「申請地に許可が必要であることを知らずに間違えて着工してしまいました。

今後、法を遵守し、このような事のないようにいたします」との顛末書が添付されております。

整理番号32号から37号につきましては、

すべて、被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号 32 号から 34 号を、俵積田広昭委員お願いします。

3 番（俵積田広昭委員）整理番号 32 号について報告いたします。

11 月 15 日、事務局の永江係長、前原さん、畑野委員と譲受人立会いのもと、現地調査を行ないました。

申請地の位置は事務局の説明のとおりですので説明します。

申請地の北側、工場敷地で雑種地です。東側、〇〇〇〇の工場敷地、南側は原野、西側は市道。

申請地は現状のままで利用して、周辺はブロック積みするとのこと。雨水については西側南の角に溜枡を作って、西側の市道を挟んで水路に流すとのこと。

工作物も設置しないため、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

周辺の農地に被害の恐れが無いことやむを得ない申請ではないかと思われま

す。

続きまして、整理番号 33 号について報告いたします。

これも 11 月 15 日、事務局の永江係長、前原さん、畑野委員、行政書士の福元さん立会いのもと現地調査を行ないました。

これも説明は事務局のとおりですで行ないません。

申請地の北は住宅、南側は宅地と農地、東側は農地、西側は市道です。

申請地は、50cm くらいの盛土をして、南側境から 9m 北側境より 1.5m 控えて建築する計画です。

東側農地の境はブロック積みするとのこと。

排水については西側の側溝に落とす、生活排水は合併浄化槽で処理後、西側の側溝に排水するとのこと。また、南側農地境には塀ブロックが施されておりましたが、雨水流出の恐れが予想されたので、補強等を行なうよう指摘したところ

です。

周辺の農地に被害の恐れが無いことやむを得ない申請ではないかと思われま

す。

続きまして、整理番号 34 号について報告します。

これも 11 月 15 日、事務局の永江係長、前原さん、畑野委員、譲受人立会いのもと現地調査を行ないました。

これも申請地の位置の説明は事務局の説明のとおりで行ないません。

申請地の西側は市道、北側は住宅、東・南側は申請地の駐車場です。

申請地を 20cm くらい下げて、隣の駐車場と一緒にの高さにするとのこと。

雨水は西側の側溝に流すとのこと。

周辺に農地も無く、また工作物も設置しないので被害の恐れが無いことやむを得ない申請ではないかと思われま

す。

議長 続きまして、整理番号 35 号から 37 号を畑野委員お願いいたします。

10 番（畑野委員）先ほど俵積田委員の方から 11 月 15 日とありましたけれども、12 月 15 日でございます。

整理番号 35 号について報告いたします。

立会いについては、申請者代理でございます〇〇さん立会いでございます。

申請地は、説明にありまして〇〇町の農地です。

転用目的は一般住宅です。

申請地の北及び東側は住居、南側は宅地、西側は道です。

現状のままで整地しますけれども、周囲境界には既存のブロック積みが施してありまして、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画でございます。

建物は農地境界より控えて建てるので、日照通風等支障を及ぼす恐れはないものと思われま。

雨水については雨水枡により西側側溝へ放流する計画です。

生活排水については、合併浄化槽で処理後、西側側溝に排水する予定でございます。

適切な防除計画並びに事業計画書も添付されておりました、やむを得ない申請ではないかと思われま。

次に、整理番号 36 号について報告いたします。

立会人は申請者代理の〇〇さんでございます。

申請地は説明にありまして〇〇町の農地でございます。

申請地の北側及び東側は水路、西側は道、南側は農地及び宅地です。

転用目的は建売住宅でございます。

造成は盛土を行ないまして、ブロック積み及びフェンスを設置し、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画でございます。

また、南側に農地がありますけれども、境界には土留め対策を施すように指摘をしたところでございます。

建物は隣地境界から控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさないようにする計画です。

適切な防除計画、事業計画も出されておりました、これもやむを得ない申請ではないかと思われま。

次に、整理番号 37 号について報告いたします。

立会人は申請者でございます有限会社〇〇代表の〇〇〇〇さんです。

申請地は説明にありまして〇〇町に位置する集団的な農地です。

転用目的は農業用倉庫及び駐車場です。

申請地の北側は茶園及び貸人所有の野菜畑、西側は茶畑、東側は道、南側は貸人所有の農業用倉庫でございます。

整地し、西側境界には既存の擁壁が施してありまして、周辺土地への土砂雨水の流出を防止する措置をすることとございました。

建物は農地境界より控えて建てる計画でございますので、日照通風支障を及ぼ

す恐れはございません。

被害防除計画も示されておりまして、やむを得ない申請ではないかと思われ
ます。

以上で報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7番(楠委員)ひとつご質問させていただきたいんですけども、整理番号33号、地図
で申しますと8ページになります。

ここはもともと土地改良区なんですけども、この農振地除外の経緯がもし分か
れば教えていただければありがたいと思います。

事務局 ここはもともと農振ではないということで、都市計画用途地ということにな
っております。

なので除外等は今回無いところでございます。

事務局 補足します。

ここはもともと構造改善事業で行なったところですが、その周辺部は除外でき
るものですから、除外が増えてきて、農振の見直しで1区画ずれて農振外になっ
た地区です。

最初は農振地区だったんですけど、今は農振外ということになっております。

議長 よろしいでしょうか。

7ページの一番下のマスのところで第3種の農用地ということになります。

よろしいでしょうか。

他にありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第4号、農地法第5条許可申請の、整理番号32号から37号については、
事務局の説明及び、調査員の報告のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第45号については、申請のとおり承認することに決定いたしま
した。

次に日程第5号、農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第71号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。
議案書は16ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号96号から110号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外14名、利
用権設定をするもの〇〇〇〇さん外21名で、設定面積は、畑が16筆の11,669

m²、樹園地が 10 筆の 8,683 m²です。

次に所有権移転です。議案書は 18 ページになります。

整理番号 10 号、譲渡人は指宿市にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 6 筆で、6,338 m²、価格は畝あたり〇〇〇〇円です。

整理番号 11 号、譲渡人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 2 筆で、4,538 m²、価格は畝あたり〇〇〇〇円です。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7 番 (楠委員)

先ほどの利用権設定のところ、17 ページの最後の合計の筆数・面積が先ほどの説明の認定農業者のところを言われたみたいですが、その上の内訳の田・畑・樹園地の合計じゃないですかね。

事務局 失礼いたしました。ご指摘の通りです。

訂正をさせていただきます。

田が 2 筆の 1,581 m²、畑が 36 筆の 30,348 m²、樹園地が 13 筆の 10,062 m²です。

訂正してお詫びいたします。

議長 他にはございませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 7 号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号 96 号から 110 号について、および所有権移転の整理番号 10 号及び 11 号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 71 号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 71 号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、1 月 20 日を目途に要請してまいります。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 45 分閉会